



西部のまもり



令和8年6月号
郡山警察署
TEL 0743-56-0110



ダメ、ゼッタイ。

「一度だけ」心の甘さが未来を壊す

大麻事犯検挙の6割は10~20代です。

大麻を使用すると、気分が快活、陽気になると言われていますが、一方で感覚が過敏になり、変調をきたしたり、思考が分裂し、感情が不安定になったりします。使用も所持も罰則が適用されます。

絶対に手を出してはいけません。

《大麻に対する法規制》

大麻の所持（単純所持）…7年以下の拘禁刑

大麻の施用（単純施用）…7年以下の拘禁刑

大麻の所持（営利目的所持）…1年以上10年以下の拘禁刑、又は情状により300万円以下の罰金を併科



不法就労・不法滞在防止

事業雇用主も処罰の対象となるおそれがあります！

⇒不法就労助長罪

(3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金)

〈在留カード確認時のポイント〉



① 在留カードの有無を確認

→ 在留カードのコピーでは内容を改ざんされているおそれがあります。必ず実物の在留カードを確認しましょう。



② 在留カード表面の就労制限の有無欄を確認

→ 「就労不可」の場合、原則雇用はできませんが、在留カード裏面の資格外活動許可欄を確認しましょう。

「就労不可」と記載がある方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に記載された制限内で就労することができます。



ならポリス情報局

県警ホームページの中に、



【東西南北】
奈良県警察の様々な活動
について紹介



【インタビュー☆コレクション】
警察活動にご協力いただいている
方々へのインタビュー記事



【N.P.P. NEWS】
県下で検挙した事例の一部を紹介



他にも、イベント情報や音楽隊の活動風景を掲載中！